

1 ヶ月定額複利預金「湘南アゲイン」定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) 定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、預金の全部または一部について預入日の1ヶ月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。)の支払い(一部支払含む。)は、預入日の1ヶ月後の応当日から預金証書記載の最長お預り期限までいつでも支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日(最長お預り期限以後に支払う場合には最長のお預り期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 1ヶ月未満 ; 解約日における普通預金利率
 - ② 1ヶ月以上3ヶ月未満 ; 証書記載の3ヶ月未満の利率
 - ③ 3ヶ月以上6ヶ月未満 ; 証書記載の6ヶ月未満の利率
 - ④ 6ヶ月以上1年未満 ; 証書記載の1年未満の利率
 - ⑤ 1年以上2年未満 ; 証書記載の2年未満の利率
 - ⑥ 2年以上3年未満 ; 証書記載の3年未満の利率
 - ⑦ 3年以上4年未満 ; 証書記載の4年未満の利率
 - ⑧ 4年以上5年未満 ; 証書記載の5年未満の利率
- (2) この預金の最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

以 上